

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年6月2日(月)

NO. 1583号

本号3頁

日本学術会議解体法案 参院で審議開始

日本学術会議を国から独立した法人とするための法案は、28日から参議院で審議が始まり、担当する坂井担当相は、法人化により海外の学術機関と同様の高い独立性を確保できるとして、理解を求めました。

法案では、日本学術会議を国から独立した法人とする一方、必要な財政支援を行うとした上で、会員は総理大臣が任命する仕組みから会議が選任する方法に改めるとしています。また、運営の評価と監査を行う委員や監事は総理大臣が会員以外から任命するとしています。

法案は今年13日に衆議院を通過し、28日から参議院で審議が始まりました。

本会議で立憲民主党は「政府は学術会議の業務を事細かに管理しようとしているのではないか。政府によるガバナンスをいかに強化するかを最優先に設計されたものと言わざるをえない」とただしました。

これに対し、担当する坂井大臣は「学術会議の機能強化と説明責任を担保するもので、自由な活動を阻害するものではない。法人化により海外のアカデミーと同様の高い独立性を有する組織になる」と述べ、理解を求めました。

法案は29日から参議院内閣委員会で審議が行われます。

共産党井上氏が代表質問 坂井担当相発言を撤回せず

参院本会議で審議入りし、日本共産党の井上哲士議員が代表質問しました。井上氏は「学術を軍事に動員するため学術会議から独立性を奪い、時の政権の意向に沿う別組織につくりかえる学術会議解体法案だ」と指摘。「廃案以外にない」と主張しました。

菅義偉首相（当時）による学術会議会員任命拒否事件を巡り「首相が任命拒否できる」との政府解釈の決定経過を示す資料の全面開示を求める訴訟で、東京地裁が16日、国に全面開示を命令。国は控訴しました。

井上氏は、国は直ちに控訴を取り下げ、資料を開示すべきだと要求。「現行法の解釈を勝手に変更し、違法な任命拒否を行いながら、経過も理由も明らかにしない政府に法案提出の資格はない」と批判しました。

法案は国の「特別の機関」である学術会議を特殊法人化し、首相任命の「監事」や外部者による「助言委員会」などを新設します。

井上氏は、衆院の質疑で坂井学内閣府担当相が「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は、今度の法案で解任できる」と答弁したことを、「気に入らない科学者は排除するという政府の本音が表れている」と指摘。答弁の撤回を求めましたが、坂井担当相は「会員は（政府ではなく）学術会議が解任できる」と改めて主張し撤回しませんでした。

学術会議は首相任命の監事など五つの懸念点を挙げ「独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動を阻害するもので到底受け入れられない」と表明しています。井上氏は、学術会議の

化学機械メーカー「大川原化工機」（横浜市）の社長らの起訴が取り消された冤罪事件を巡り、社長らが東京都と国に賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁（太田晃詳裁判長）は1審に続いて警視庁公安部と東京地検の捜査を違法と認め、捜査機関が「全面敗訴」する厳しい司法判断が下されました。

警視庁と東京地検はこの事実を重く受け止め、一日も早く捜査の問題点を検証し、不当な逮捕・起訴だったと非を認めて謝罪すべきです。

一連の訴訟では、法廷で3人の警視庁警部補が「(事件は)捏造(ねつぞう)」「捜査幹部がマイナス証拠を取り上げなかった」などと内幕を証言する異例の展開をたどりました。捜査方針に異を唱えた警部補の1人は、上司の警部から「事件が潰れて責任が取れるのか」と一蹴されたと述べています。「上意下達」が重んじられる警察組織の中でも、幹部の意向が強く影響する公安警察の体質が、冤罪事件を通じて明るみに出ました。

公安警察の捜査は、国内の過激派や外国のスパイを監視対象とし、テロなどの未然防止を目的とします。事件発生後に動く刑事警察に比べ、幹部の見立てに基づいて捜査する傾向が強いと言われています。

大川原化工機についても、中国の軍需企業とのつながりを疑う「外事容疑性」があるとの見立てでしたが、それが裏付けられないまま逮捕に踏み切りました。

警視庁の捜査結果を検証せずに起訴した東京地検の判断についても高裁判決は非難しました。今回の事件では、逮捕された1人が、裁判所が認めた長期間にわたる勾留の末に死亡し、「人質司法」の問題も浮き彫りになりました。警察、検察、裁判所の3者が現実に向き合わなければ、損ねた信頼を取り戻すことはできません。

今国会での起草委員会設置見送ると確認 衆院憲法審幹事懇談会

衆院憲法審査会は29日の幹事懇談会で、自民党と日本維新の会、国民民主党、公明党、衆院党派「有志の会」の5党派が緊急時の国会議員任期延長に関する憲法改正骨子案を6月12日の幹事会に提出することを了承しました。

枝野幸男会長は懇談会后、議事録が残る憲法審での骨子案提示には反対があったと説明。「議事録に残らない幹事会に示すことで折り合った」と記者団に述べました。

自民の船田元・与党筆頭幹事は、骨子案では議員任期延長の議論に関わる「参院の緊急集会」の解釈について、憲法審で主張してきた開催期間は「最長70日間程度」との見解を明示しない方向で調整していると記者団に明らかにしました。厳格に限定されないと訴える参院側に配慮したとしています。(実際は昨年8月7日に、自民党憲法改正実現本部で「70日間に厳格に限定されない」と決めています)

懇談会では、自民が提案していた改憲原案を起草する委員会の設置に関し、今国会での設置を見送る方針を確認しました。自民党側が設置を求めていたが、立憲民主党などが反対しました。

今週の憲法審査会

参院憲法審査会 6月4日(水)午後1時00分 第41委員会室

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査
(憲法に対する考え方について(国民投票法等について))

・参考人の意見陳述 ・参考人に対する質疑

衆院憲法審査会 6月5日(木)午前10時 憲法審査会(第8回)

(案件)日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件
(憲法と現実の乖離)